

3月17日（月曜日）

第4日目

平成20年3月17日（月曜日）

議事日程第4号

平成20年3月17日（月曜日）

開 議 午後1時

第1 議案の訂正

第2 委員長報告

(1) 建設水道常任委員会

(2) 教育産業常任委員会

(3) 厚生常任委員会

(4) 総務財政常任委員会

第3 報告事件の審議

質 疑

討 論

採 決

第4 議案等の上程（一括）

説 明

質 疑

討 論

採 決

第5 議案乙の上程（一括）

説 明

質 疑

討 論

採 決

第6 意見書案の上程（一括）

説 明

質 疑

討 論

採 決

第7 閉会中審査事件の付託

第8 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙について

閉 会

本日の会議に付した事件

日程第1 議案の訂正

日程第2 委員長報告

日程第3 報告事件の審議

1. 議案第2号 大館市附属機関の設置に関する条例案
2. 議案第3号 大館市印鑑条例の一部を改正する条例案
3. 議案第4号 大館市職員の再任用に関する条例案
4. 議案第5号 大館市職員の再任用に関する条例の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例案
5. 議案第6号 市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
6. 議案第7号 大館市特別会計条例の一部を改正する条例案
7. 議案第8号 大館市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
8. 議案第9号 大館市手数料条例の一部を改正する条例案
9. 議案第10号 大館市立児童館に関する条例の一部を改正する条例案
10. 議案第11号 大館市敬老祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例案
11. 議案第12号 大館市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例案
12. 議案第13号 大館市戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例案
13. 議案第14号 大館市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
14. 議案第15号 大館市後期高齢者医療に関する条例案
15. 議案第16号 大館市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
16. 議案第17号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
17. 議案第18号 大館樹海ドームパークに関する条例の一部を改正する条例案
18. 議案第19号 大館市消防団設置条例の一部を改正する条例案
19. 議案第20号 大館市消防団員の定員及び任免に関する条例の一部を改正する条例案
20. 議案第21号 大館市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
21. 議案第22号 財産の処分について（市営二井田工業団地用地）
22. 議案第23号 旧慣使用権の廃止について（中山字上中山沢地内外）
23. 議案第24号 旧慣使用権の廃止について（根下戸町地内）
24. 議案第25号 過疎地域自立促進計画の一部変更について
25. 議案第26号 市道路線の廃止について（滝の沢線外1路線）
26. 議案第27号 市道路線の認定について（桜町6号線外1路線）
27. 議案第28号 平成19年度大館市一般会計補正予算（第10号）案

- 28. 議案第 29 号 平成19年度大館市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案
- 29. 議案第 30 号 平成19年度大館市老人保健特別会計補正予算（第 4 号）案
- 30. 議案第 31 号 平成19年度大館市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）案
- 31. 議案第 32 号 平成19年度大館市介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 32. 議案第 33 号 平成19年度大館市戸別浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 5 号）案
- 33. 議案第 34 号 平成19年度大館市小規模水道事業特別会計補正予算（第 1 号）案
- 34. 議案第 35 号 平成19年度大館市休日夜間急患センター特別会計補正予算（第 2 号）
案
- 35. 議案第 36 号 平成19年度大館市田代診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）案
- 36. 議案第 37 号 平成19年度大館市公設総合地方卸売市場特別会計補正予算（第 4 号）
案
- 37. 議案第 38 号 平成19年度大館市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）案
- 38. 議案第 39 号 平成19年度大館市公営駐車場事業特別会計補正予算（第 3 号）案
- 39. 議案第 40 号 平成19年度大館市ベニヤマ自然パーク事業特別会計補正予算（第 4 号）
案
- 40. 議案第 41 号 平成19年度大館市温泉開発特別会計補正予算（第 2 号）案
- 41. 議案第 42 号 平成19年度大館市奨学資金特別会計補正予算（第 1 号）案
- 42. 議案第 43 号 平成19年度大館市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）案
- 43. 議案第 44 号 平成19年度大館市財産区特別会計補正予算（第 4 号）案
- 44. 議案第 45 号 平成19年度大館市水道事業会計補正予算（第 5 号）案
- 45. 議案第 46 号 平成19年度大館市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）案
- 46. 議案第 47 号 平成19年度大館市下水道事業会計補正予算（第 5 号）案
- 47. 議案第 48 号 平成19年度大館市病院事業会計補正予算（第 4 号）案
- 48. 議案第 49 号 平成20年度大館市一般会計予算案
- 49. 議案第 50 号 平成20年度大館市国民健康保険特別会計予算案
- 50. 議案第 51 号 平成20年度大館市後期高齢者医療特別会計予算案
- 51. 議案第 52 号 平成20年度大館市老人保健特別会計予算案
- 52. 議案第 53 号 平成20年度大館市介護保険特別会計予算案
- 53. 議案第 54 号 平成20年度大館市介護サービス事業特別会計予算案
- 54. 議案第 55 号 平成20年度大館市戸別浄化槽整備事業特別会計予算案
- 55. 議案第 56 号 平成20年度大館市小規模水道事業特別会計予算案
- 56. 議案第 57 号 平成20年度大館市休日夜間急患センター特別会計予算案
- 57. 議案第 58 号 平成20年度大館市田代診療所事業特別会計予算案
- 58. 議案第 59 号 平成20年度大館市公設総合地方卸売市場特別会計予算案

- 59. 議案第 60 号 平成20年度大館市農業集落排水事業特別会計予算案
- 60. 議案第 61 号 平成20年度大館市公営駐車場事業特別会計予算案
- 61. 議案第 62 号 平成20年度大館市温泉開発特別会計予算案
- 62. 議案第 63 号 平成20年度大館市奨学資金特別会計予算案
- 63. 議案第 64 号 平成20年度大館市都市計画事業特別会計予算案
- 64. 議案第 65 号 平成20年度大館市土地取得特別会計予算案
- 65. 議案第 66 号 平成20年度大館市宅地造成事業特別会計予算案
- 66. 議案第 67 号 平成20年度大館市宅地造成事業特別会計への繰入れについて
- 67. 議案第 68 号 平成20年度大館市財産区特別会計予算案
- 68. 議案第 69 号 平成20年度大館市水道事業会計予算案
- 69. 議案第 70 号 平成20年度大館市工業用水道事業会計予算案
- 70. 議案第 71 号 平成20年度大館市下水道事業会計予算案
- 71. 議案第 72 号 平成20年度大館市病院事業会計予算案
- 72. 請願第 3 号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める意見書の提出要請について
- 73. 請願第 4 号 生産者米価・農産物価格の保障を農政の柱にすることを求める意見書の提出要請について
- 74. 請願第 9 号 市立大滝児童館の地代を市負担へ切りかえることについて
- 75. 陳情第 8 号 大館市立下川沿公民館の改築について

日程第 4 議案等の上程

- 1. 議案第 73 号 市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 2. 諮 第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 3. 議案第 74 号 教育委員会の委員の任命について
- 4. 議案第 75 号 情報審査会の委員の任命について
- 5. 議案第 76 号 上川沿財産区管理委員の選任について
- 6. 議案第 77 号 下川沿財産区管理委員の選任について

日程第 5 議案乙の上程

- 1. 議案乙第 1 号 大館市議会委員会条例の一部を改正する条例案の提出について
- 2. 議案乙第 2 号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案の提出について
- 3. 議案乙第 3 号 大館市議会議員政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案の提出について

日程第 6 意見書案の上程

- 1. 意見書案第 1 号 一級河川及び一般国道の権限移譲に関する意見書の提出について

2. 意見書案第 2 号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める意見書の提出について

3. 意見書案第 3 号 生産者米価・農産物価格の保障を農政の柱にすることを求める意見書の提出について

日程第 7 閉会中審査事件の付託

日程第 8 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙について

出席議員（30名）

1 番	小棚木 政之君	2 番	武田 晋君
3 番	佐藤 照雄君	4 番	小畑 淳君
5 番	佐藤 一秀君	6 番	中村 弘美君
7 番	畠 沢 一郎君	8 番	伊藤 毅君
9 番	藤原 明君	10 番	千葉 倉男君
11 番	佐藤 久勝君	12 番	仲 沢 誠也君
13 番	桜庭 成久君	14 番	石田 雅男君
15 番	虻川 久崇君	16 番	藤原 美佐保君
17 番	笹 島 愛子君	18 番	明石 宏康君
19 番	吉原 正君	20 番	佐々木 公司君
21 番	武田 一俊君	22 番	安部 貞榮君
23 番	八木橋 雅孝君	24 番	田中 耕太郎君
25 番	田畑 稔君	26 番	富樫 安民君
27 番	相馬 エミ子君	28 番	高橋 松治君
29 番	奥村 隆俊君	30 番	斉藤 則幸君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	小畑 元君
副 市	長	長 岐 利 堅君
副 市	長	吉 田 光 明君
企 画 部	長	長谷部 明 夫君
財 政 課	長	大 友 隆 彦君
総 務 部	長	田 中 良 男君
総 務 課	長	長谷川 文 悦君

總務課長補佐	小林 浩君
市民部長	齋藤 誠君
産業部長	中山 吉行君
建設部長	丸岡 信雄君
比内総合支所長	仲谷 正一君
田代総合支所長	中村 勇君
会計管理者	本間 勲君
市立総合病院事務局長	小林 雪夫君
上下水道部長	斎藤 貢一君
消防長	椿谷 賢治君
教育長	仲澤 鋭藏君
教育次長	海沼 俊行君
選挙管理委員会事務局長	渡部 孝夫君
農業委員会事務局長	三浦 秀明君
監査委員事務局長	岩沢 慶治君

事務局職員出席者

事務局長	本多 和幸君
次長	阿部 徹君
係長	小玉 均君
主査	畠 沢 昌人君
主査	小笠原 紀仁君
主任	金 一 智君

午後 1 時00分 開 議

○議長（虻川久崇君） 出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第 4 号をもって進めます。

日程第 1 議案の訂正

○議長（虻川久崇君） 日程第 1、議案の訂正を議題といたします。

議案第 2 号及び同第27号について、お手元に配付しております訂正表のとおり訂正したい旨申し出があります。

これを承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） 御異議なしと認めます。

よって、本議案の訂正はこれを承認することに決しました。

なお、平成19年度大館市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書、及び平成20年度大館市一般会計歳入歳出予算事項別明細書の正誤表が提出されておりますので、御了承願います。

日程第 2 委員長報告

○議長（虻川久崇君） 日程第 2、委員長報告を行います。

付託事件について、各委員会の審査並びに調査の経過と結果の報告を求めます。

最初に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

〔建設水道常任委員長 明石宏康君 登壇〕

○18番（建設水道常任委員長 明石宏康君） 建設水道常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本定例会において、本委員会に付託されました事件は、条例案 2 件、単行案 2 件、予算案 14 件の計 18 件であります。これらの事件について、去る 3 月 5 日、6 日、7 日、12 日の 4 日間にわたり、現地調査を含めて審査いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、以下、順を追って御報告申し上げます。

最初に、条例案についてであります。議案第 5 号のうち本委員会に付託されました部分及び同第 21 号の以上 2 件につきましては、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、単行案についてであります。議案第 26 号及び同第 27 号の以上 2 件につきましては、市道路線の廃止・認定についてであり、先ほど承認されました議案の訂正を含め、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

続きまして、平成19年度の補正予算案についてであります。まず、議案第28号のうち本委員会に付託されました部分についてであります。その主な内容は、生活バス路線維持費補助金の追加などであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第39号、及び同第45号から同第47号までの以上4件につきましても、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

続いて、平成20年度の当初予算案についてであります。まず、議案第49号のうち本委員会に付託されました部分についてであります。その主な内容は、道路整備事業・扇田まちづくり事業・御成町南地区土地区画整理事業の関連予算や、中心市街地住宅建設の基本計画策定事業費補助金などであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第55号、同第56号、同第60号、同第61号、同第64号、及び同第69号から同第71号までの以上8件につきましても、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、閉会中審査を付託されておりました請願1件、陳情1件についてであります。請願第7号及び陳情第13号の以上2件につきましては、いずれも再度閉会中の継続審査とすべきものと決定した次第であります。

最後に、「一級河川及び一般国道の権限移譲に関する意見書（案）」を本委員会所属議員全員の発議をもちまして提出しておりますので、後ほど議題となりました際にはよろしくお願い申し上げます。

以上が、建設水道常任委員会に付託されました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（虹川久崇君） 次に、教育産業常任委員長の報告を求めます。

〔教育産業常任委員長 仲沢誠也君 登壇〕

○12番（教育産業常任委員長 仲沢誠也君） 教育産業常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本定例会において、本委員会に付託されました事件は、条例案2件、単行案1件、予算案10件、陳情2件の計15件であります。これらの事件について、去る3月5日、6日、7日、12日の4日間にわたり、現地調査を含めて審査いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、以下、順を追って御報告申し上げます。

最初に、条例案についてであります。議案第17号及び同第18号の以上2件につきましては、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、単行案についてであります。議案第22号は、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

続いて、平成19年度の補正予算案についてであります。まず、議案第28号のうち本委員会に付託されました部分についてであります。その主な内容は、操業開始時支援金・雇用奨励金

の追加や、災害復旧にかかわる緊急農村整備事業費補助金の計上などであり、原案のとおり可とすべきものと決定し、また、議案第37号、同第38号及び同第40号から同第42号までの以上5件につきましても、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、平成20年度の当初予算案についてであります。まず、議案第49号のうち本委員会に付託されました部分についてであります。その主な内容は、小泉地区多目的集会施設（仮称）建設事業費や市民文化会館施設改修事業費などであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第59号、同第62号及び同第63号の以上3件につきましても、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、陳情についてであります。本定例会において付託されました陳情第15号及び同第16号の以上2件につきましては、いずれも閉会中の継続審査とすべきものと決定した次第であります。

最後に、閉会中審査を付託されておりました請願2件及び陳情2件についてであります。請願第3号、同第4号及び陳情第8号の以上3件につきましては、いずれも採択すべきものと決定し、陳情第5号につきましては、陳情者から取り下げたい旨の申し出があり、これを了承した次第であります。

なお、採択すべきものと決定した請願第3号に関連いたしまして、「アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める意見書（案）」を、また、同第4号に関連いたしまして、「生産者米価・農産物価格の保障を農政の柱にすることを求める意見書（案）」を、いずれも本委員会所属議員全員の発議により提出しておりますので、後ほど議題となりました際にはよろしくお願い申し上げます。

以上が、教育産業常任委員会に付託されました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（虻川久崇君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

〔厚生常任委員長 佐藤久勝君 登壇〕

○11番（厚生常任委員長 佐藤久勝君） 厚生常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本定例会において、本委員会に付託されました事件は、条例案9件、予算案19件、請願1件、陳情1件の計30件であります。これらの事件について、去る3月5日、6日、7日、10日、13日の5日間にわたり、現地調査を含めて審査いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、以下、順を追って御報告申し上げます。

最初に、条例案についてであります。議案第3号、同第8号、同第10号から同第14号まで、及び同第16号の以上8件につきましては、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第15号につきましては、一部意見の一致を見ることができず、採決

の結果、賛成多数で原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、平成19年度の補正予算案についてであります。まず、議案第28号のうち本委員会に付託されました部分についてであります。その主な内容は、麻しん予防緊急対策としての予防接種費や小柄沢墓園造成基金積立金の計上などであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第29号から同第36号まで、及び同第48号の以上9件につきましても、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

続いて、平成20年度の当初予算案についてであります。まず、議案第49号のうち本委員会に付託されました部分についてであります。その主な内容は、生活習慣病の発症予防を目的とした、特定健康診査及び特定保健指導事業費や、5月に開設予定の市民サービスセンター関連予算の計上などであり、原案のとおり可とすべきものと決定し、議案第50号、同第52号から同第54号まで、及び同第57号、同第58号、同第72号の以上7件につきましても、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第51号につきましては、一部意見の一致を見ることができず、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、請願・陳情についてであります。本定例会において付託されました請願第9号につきましては採択、陳情第14号につきましては閉会中の継続審査とすべきものと決定した次第であります。

最後に、閉会中審査を付託されておりました請願第6号及び陳情第7号、同第9号、同第10号につきましては、いずれも再度閉会中の継続審査とすべきものと決定した次第であります。

以上が、厚生常任委員会に付託されました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、多数の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○議長（虻川久崇君） 次に、総務財政常任委員長の報告を求めます。

〔総務財政常任委員長 石田雅男君 登壇〕

○14番（総務財政常任委員長 石田雅男君） 総務財政常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本定例会において、本委員会に付託されました事件は、条例案8件、単行案4件、予算案7件の計19件であります。これらの事件について、去る3月5日、6日、7日、10日、及び13日の5日間にわたり審査いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、以下、順を追って御報告申し上げます。

最初に、条例案についてであります。議案第2号、同第4号、同第5号のうち本委員会に付託されました部分、同第6号、同第9号、同第19号、及び同第20号の以上7件につきましては、先ほど承認されました議案の訂正を含め、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。議案第7号につきましては一部意見の一致を見ることができず、採決の結果、

賛成多数で原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、単行案についてであります。議案第23号から同第25号までの以上3件につきましては、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

続いて、平成19年度の補正予算案についてであります。まず、議案第28号のうち本委員会に付託されました部分についてであります。歳入では普通交付税の追加、歳出では財政調整基金積立金や減債基金積立金の追加などが主なものでありまして、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第43号、同第44号につきましては、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

続いて、平成20年度の当初予算案、及びこれに関連した単行案についてであります。まず、議案第49号のうち本委員会に付託されました部分についてであります。一部意見の一致を見ることができず、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第65号から同第68号までの以上4件につきましては、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

続いて、閉会中審査を付託されておりました陳情第12号についてであります。なお審査の要ありとして、再度閉会中の継続審査とした次第であります。

最後に、去る2月12日のぼやと2月18日の粉じん爆発の2度にわたるボイラー室火災に関し、今後の対応などについての報告がありました。今後は二度とこのような事故が起きないように、全力で原因の究明に当たること、また、燃料及び燃料供給機器の設置における構造や運転管理のあり方を検証するなど、十分に時間をかけ、安全に対し万全な対策をとることを求める意見が相次いだことを申し添えるものであります。

以上が、総務財政常任委員会に付託されました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、多数の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○議長（虻川久崇君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

日程第3 報告事件の審議

○議長（虻川久崇君） 日程第3、報告事件の審議を行います。

審議は、お手元に配付してあります審議順序表により、順次議題といたします。

○議長（虻川久崇君） 最初に、議案第2号から同第6号まで、同第9号、同第10号、同第12号、同第13号、及び同第16号から同第21号までの、以上15件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上15件を一括して採決いたします。

本15件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本15件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） 御異議なしと認めます。

よって、以上15件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（虻川久崇君） 次に、議案第7号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（虻川久崇君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（虻川久崇君） 次に、議案第8号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。17番、笹島愛子君。

〔17番 笹島愛子君 登壇〕

○17番（笹島愛子君） 日本共産党の笹島愛子です。議案第8号 大館市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に反対の討論を行います。第1の理由として、合併後平成18年、19年、そして20年と連続して引き上げ、それが最終年度であり加入者負担がふえること、第2は、後期高齢者医療制度の創設に伴い新たに後期高齢者支援金の創設、そして第3は、65歳以上の

国保税を年金から強制的に引き落とす特別徴収の導入などです。それも後期高齢者の方々から
もです。言うまでもなく税金は納めるものであります。それが引き落とされるということにな
れば国民の納税義務感も薄れ、ただ取られているという意識になるのではないのでしょうか。年
金からの引き落としについては、私は以前からやるべきではないと訴えておりましたが、幾ら
国の指導とはいえ実行したことは極めて遺憾です。この議案第8号には、今述べたような理由
などから反対しますが、議案第14号と同第15号も同様に後期高齢者医療制度とかかわりのある
条例と一部改正の条例案でありますので、反対であるという立場を表明します。さらに、議案
第28号の平成19年度一般会計補正予算案にも後期高齢者医療に係る負担金の追加が計上されて
いることから、反対します。(降壇)

○議長(虻川久崇君) 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(虻川久崇君) これにて討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(虻川久崇君) 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(虻川久崇君) 次に、議案第11号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(虻川久崇君) なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。17番、笹島愛子君。

〔17番 笹島愛子君 登壇〕

○17番(笹島愛子君) 笹島愛子です。議案第11号 大館市敬老祝金の支給に関する条例の一
部を改正する条例案に反対の討論を行います。これは、今まで77歳の方に支給してあったお祝
い金をなくして、100歳になった方だけに長寿祝金を支給するというものでありますが、私は
100歳まで長生きされた方に支給するのもそれはそれで大変いいことだと思います。しかし、
やはり77歳のお元気なときにこそ敬う気持ちとして届けた方が大いに喜ばれると思うのです。
よってこの議案には反対します。議員の皆さんもぜひ再考していただきますようお願いをし
て終わります。(降壇)

○議長(虻川久崇君) 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） これにて討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（虻川久崇君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（虻川久崇君） 次に、議案第14号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（虻川久崇君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（虻川久崇君） 次に、議案第15号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（虻川久崇君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（虻川久崇君） 次に、議案第22号から同第27号までの、以上6件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上6件を一括して採決いたします。

本6件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本6件は、委員長の報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） 御異議なしと認めます。

よって、以上6件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（虻川久崇君） 次に、議案第28号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（虻川久崇君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（虻川久崇君） 次に、議案第29号から同第48号までの、以上20件を一括議題といたし

ます。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上20件を一括して採決いたします。

本20件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本20件は、委員長の報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） 御異議なしと認めます。

よって、以上20件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（虻川久崇君） 次に、議案第49号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。17番、笹島愛子君。

〔17番 笹島愛子君 登壇〕

○17番（笹島愛子君） 笹島愛子です。議案第49号 平成20年度大館市一般会計予算案に反対の討論を行います。この予算案は、政府の決めた後期高齢者医療制度の創設に伴う予算が組み込まれている案になっていることをまず指摘しておかなければなりません。予算科目には3款民生費に後期高齢者医療費が新設され、4款衛生費にも15目が新設されています。今後、前期と後期に分けた制度になり広域連合への持ち出しも多大になります。また一方では、経費削減・行革・スリム化などの対応に奔走し市民の暮らしに直接かわり頑張ってもらっている行政協力員費の減額や、災害時市民の生命・財産を守るべき消防費・消防団費等の減額、比内・田代地域の市立保育園費の値上げ、へき地保育所の父母負担の引き上げなどの予算になっています。もちろん中には集いの広場事業など子育てを応援する内容も含まれていて、評価できる面もあります。しかし、今後は事業を精査し明るい市民生活対応予算にするべきと考えますので、この本予算には反対します。なお、前段で述べた反対理由の後期高齢者医療制度に関連する議案第50号、同第51号、同第52号にも反対する旨を述べて終わります。（降壇）

○議長（虻川久崇君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） これにて討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（虻川久崇君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（虻川久崇君） 次に、議案第50号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（虻川久崇君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（虻川久崇君） 次に、議案第51号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（虹川久崇君） 起立多数であります。
よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（虹川久崇君） 次に、議案第52号を議題といたします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虹川久崇君） なしと認め、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虹川久崇君） なしと認め、討論を終結いたします。
これより、本件を起立により採決いたします。
本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（虹川久崇君） 起立多数であります。
よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（虹川久崇君） 次に、議案第53号から同第72号までの、以上20件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虹川久崇君） なしと認め、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虹川久崇君） なしと認め、討論を終結いたします。
これより、以上20件を一括して採決いたします。
本20件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。
本20件は、委員長の報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虹川久崇君） 御異議なしと認めます。
よって、以上20件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（虹川久崇君） 次に、請願第3号、同第4号、同第9号、及び陳情第8号の、以上4件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上4件を一括して採決いたします。

本4件に対する委員長の報告は、いずれも採択であります。

本4件は、委員長の報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） 御異議なしと認めます。

よって、以上4件は委員長の報告のとおり決しました。

○議長（虻川久崇君） 以上で、報告事件の審議は全部終了いたしました。

日程第4 議案等の上程

○議長（虻川久崇君） 日程第4、議案等の上程を行います。

本日送付ありました議案第73号から同第77号まで、及び諮第1号の、以上6件を一括上程いたします。

提出者の説明を求めます。

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長（小畑 元君） 本日提出いたしました議案等につきまして、御説明申し上げます。

議案第73号は、市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案であります。

これは、このたびの暖房用ボイラー設備に起因する2度にわたる火災事故により、市民の皆様に変な御迷惑と御心配をおかけし行政に対する信用を失墜させたことにつきまして、市長としてまた庁舎管理の最高責任者としてその責任を強く感じているところであり、自戒の措置をとらせていただくために私自身の4月分の給料を10分の1減額しようとするものであります。

諮第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

これは、人権擁護委員であります富樫幸雄氏の任期が平成20年6月30日をもって満了となりますことから、秋田地方法務局長からの推薦依頼に基づきその後任の候補者として、同氏を再度推薦しようとするものであります。

議案第74号は、教育委員会の委員の任命についてであります。

これは、教育委員会の委員であります工藤徳子氏、及び仲澤鋭蔵氏の任期が平成20年3月31日をもって満了となりますことから、その後任の委員として仲澤鋭蔵氏を再度任命するととも

に、大館市片山町二丁目7番6号 清野克子氏を新たに任命しようとするものであります。

議案第75号は、情報審査会の委員の任命についてであります。

これは、情報審査会の委員6名の任期が平成20年3月31日をもって満了となりますことから、その後任の委員として伊藤治兵衛氏、長崎健二氏、畠沢邦寿氏、及び宮原文彌氏の4名を再度任命するとともに、大館市字桜町南18番地2 漆谷絵里氏、及び大館市餅田二丁目5番8号 小池和子氏の2名を新たに任命しようとするものであります。

議案第76号は、上川沿財産区管理委員の選任についてであります。

これは、上川沿財産区管理委員7名の任期が平成20年3月31日をもって満了となりますことから、その後任の委員として石垣米藏氏、鳴海勝三氏、畠山和三郎氏、藤原勝美氏、及び本多貞利氏の5名を再度選任するとともに、大館市根下戸町2番13号 石田勝正氏、及び大館市小館花字萩野台6番地7 伊藤隆造氏の2名を新たに選任しようとするものであります。

議案第77号は、下川沿財産区管理委員の選任についてであります。

これは、下川沿財産区管理委員7名の任期が平成20年3月31日をもって満了となりますことから、その後任の委員として小林永康氏、小林恒雄氏、齋藤芳昭氏、及び谷地田恒夫氏の4名を再度選任するとともに、大館市餅田二丁目7番85号 石川久晴氏、大館市川口字長里250番地 齋藤常彰氏、及び大館市川口字十三森90番地2 長崎祥悦郎氏の3名を新たに選任しようとするものであります。

以上であります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○議長(虻川久崇君) お諮りいたします。

ただいま上程・説明ありました議案等6件は、所定の手続を省略し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(虻川久崇君) 御異議なしと認めます。

よって、議案等6件は直ちに議題とすることに決しました。

○議長(虻川久崇君) 最初に、議案第73号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○17番(笹島愛子君) 議長、17番。

○議長(虻川久崇君) 17番。

○17番(笹島愛子君) 今提案されました議案第73号について、市長はあの爆発事故について市民に迷惑をかけ責任をとるということでしたけれども、まだ原因が断定されたというふうに私どもは受けておりませんが、その後第2の責任のとり方もあるのかどうかこの場でお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（虻川久崇君） 市長。

○市長（小畑 元君） 御質問にお答えしたいと思います。議案第73号の提案説明にもございましたとおり、今回の責任のとり方というのは市民の皆様に変な御心配をおかけしたこと、そして行政に対する信用を失墜させたことにつきまして市長として、また、庁舎管理の最高責任者としてその責任をとらせていただきたいということで、限定的に今回このような条例案を提出させていただいたものであります。もちろんこれからの責任のとり方としては、一日も早く復旧すること、その他さまざまな点で私自身責任を回避するものではございません。さらにまた事態が変わって、例えば新たな事実が出てきたりさまざまな事態が出てきたときには、そのたびごとに適切に判断したいと考えております。以上であります。

○議長（虻川久崇君） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（虻川久崇君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（虻川久崇君） 次に、諮第1号を議題といたします。

これより質疑・討論に入ります。質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、質疑・討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決しました。

○議長（虻川久崇君） 次に、議案第74号を議題といたします。

これより質疑・討論に入ります。質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、質疑・討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案に同意することに決しました。

○議長（虻川久崇君） 次に、議案第75号を議題といたします。

これより質疑・討論に入ります。質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、質疑・討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案に同意することに決しました。

○議長（虻川久崇君） 次に、議案第76号を議題といたします。

これより質疑・討論に入ります。質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、質疑・討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案に同意することに決しました。

○議長（虻川久崇君） 次に、議案第77号を議題といたします。

これより質疑・討論に入ります。質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、質疑・討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案に同意することに決しました。

日程第5 議案乙の上程

○議長（虻川久崇君） 日程第5、議案乙の上程を行います。

議案乙第1号から同第3号までの、以上3件を一括上程いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程いたしました議案乙3件は、所定の手続を省略し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） 御異議なしと認めます。

よって、議案乙3件は直ちに議題とすることに決しました。

○議長（虻川久崇君） **議案乙第1号** 大館市議会委員会条例の一部を改正する条例案の提出について、**同第2号** 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案の提出について、**同第3号** 大館市議会議員政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案の提出についての、以上3件を一括議題といたします。

これより質疑・討論に入ります。質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、質疑・討論を終結いたします。

これより、以上3件を一括して採決いたします。

本3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） 御異議なしと認めます。

よって、以上3件は原案のとおり可決されました。

日程第6 意見書案の上程

○議長（虻川久崇君） 日程第6、意見書案の上程を行います。

意見書案第1号から同第3号までの、以上3件を一括上程いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程いたしました意見書案3件は、所定の手続を省略し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案3件は直ちに議題とすることに決しました。

○議長（虻川久崇君） **意見書案第1号** 一級河川及び一般国道の権限移譲に関する意見書の提出について、**同第2号** アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める意見書の提出について、**同第3号** 生産者米価・農産物価格の保障を農政の柱にすることを求める意見書の提出についての、以上3件を一括議題といたします。

これより質疑・討論に入ります。質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） なしと認め、質疑・討論を終結いたします。

これより、以上3件を一括して採決いたします。

本3件は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） 御異議なしと認めます。

よって、以上3件は原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の処理については、議長に一任願います。

日程第7 閉会中審査事件の付託

○議長（虻川久崇君） 日程第7、閉会中審査事件の付託を議題といたします。

各委員長から、目下、各委員会で審査中の請願2件、陳情8件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のあった請願・陳情合わせて10件は、お手元に配付してあります閉会中審査事件付託表のとおり、それぞれ各委員会に閉会中の継続審査を付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中審査事件付託表のとおり、それぞれ各委員会に閉会中の継続審査を付託することに決しました。

閉 会 中 審 査 事 件 付 託 表

番 号	件 名	付託委員会
請願 第 6 号	旧上川沿小学校跡地の活用（児童館の市有地移転）について	厚 生 委
〃 第 7 号	旧上川沿小学校跡地の活用（道路の拡張）について	建 水 委
陳情 第 7 号	原爆症認定制度の改革を求める意見書の提出要請について	厚 生 委
〃 第 9 号	後期高齢者医療制度に対する政府・厚生労働省への意見書の提出要請について	〃
〃 第 10 号	後期高齢者医療制度に対する秋田県後期高齢者医療広域連合への意見書の提出要請について	〃
〃 第 12 号	消費税の引き上げに反対する意見書の提出要請について	総 財 委
〃 第 13 号	扇田地区都市計画道路事業の修正について	建 水 委
〃 第 14 号	後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出要請について	厚 生 委
〃 第 15 号	地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書の提出要請について	教 産 委
〃 第 16 号	鳥獣被害防止特措法関連予算を鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書の提出要請について	〃

○議長（虹川久崇君） さらにお諮りいたします。

議会運営委員会、並びに各常任委員会から所管事務の調査・審査について、平成21年3月議会定例会まで、閉会中の継続調査及び審査をしたい旨の申し出があります。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虹川久崇君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出の期日まで、それぞれの所管事務について閉会中の継続調査及び審査とすることに決しました。

日程第 8 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙について

○議長（虹川久崇君） 日程第 8、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の大館市議会の投・開票を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（虻川久崇君） ただいまの出席議員数は30人であります。

これより行う選挙は、広域連合議会議員の市議会議員の区分であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙 配付〕

○議長（虻川久崇君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱 点検〕

○議長（虻川久崇君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に市議会議員の候補者の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

それでは、点呼を命じます。

〔職員 氏名点呼〕

〔各員 投票〕

○議長（虻川久崇君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（虻川久崇君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（虻川久崇君） 開票を行います。

会議規則第31条の規定により、立会人に、6番 中村弘美君、23番 八木橋雅孝君、25番 田畑稔君の3君を指名いたします。

よって、以上3君の立ち会いを願います。

〔開票〕

○議長（虻川久崇君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 30票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち、

有効投票 26票、

無効投票 4票。

有効投票中、

加賀屋 千鶴子 氏 7 票、
大坂 義徳 氏 19 票。

以上のとおりであります。

広域連合議会議員補欠選挙につきましては、投・開票結果の報告までとなります。

なお、当選人は、選挙を管理する広域連合事務局で全市町村議会の選挙における得票数を集計し、決定となります。

これもちまして、平成20年2月1日告示、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の大館市議会の投・開票を終了いたします。

○議長（虻川久崇君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、平成20年3月大館市議会定例会を閉会いたします。

午後2時9分 閉 会

平成20年3月17日

大館市議会議長

署名議員 26 番

署名議員 27 番

署名議員 28 番